



島根労働局発表

平成26年11月14日

担

島根労働局労働基準部賃金室

賃金室長 北尾 正樹
室長補佐 石倉 達男
賃金指導官 金坂 正也

当

TEL 0852-31-1158

5件の島根県特定（産業別）最低賃金が改定されます

（「百貨店，総合スーパー」を除く）

島根労働局（局長 ふるた こうしょう 古田 宏昌）は、5つの特定（産業別）最低賃金の改定手続きを行い、下記のとおり最低賃金が改定されます。

今後、順次官報公示され（「製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業」は、官報公示済みで効力発生日が確定しています。）、効力発生日が確定します。

なお、「百貨店，総合スーパー」最低賃金は、今年度申出がなく改定がありません。

特定(産業別)最低賃金	時間額	引上額	引上率 (%)	最短効力発生予定日
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	793円	18円	2.32	(発効年月日) 平成26年11月15日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	778円	17円	2.23	平成26年12月25日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	718円	11円	1.56	平成26年12月27日
自動車・同附属品製造業	772円	12円	1.58	平成26年12月19日
自動車（新車）小売業	749円	17円	2.32	平成26年12月28日

百貨店，総合スーパー	704円	—	—	(発効年月日) 平成22年12月12日
------------	------	---	---	------------------------

地域別最低賃金	時間額	引上額	引上率 (%)	発効年月日
島根県最低賃金	679円	15円	2.26	平成26年10月5日

島根労働局では、最低賃金制度及び最低賃金の改定内容について、広報活動を通じて広く県民に周知するとともに、関係機関に対して最低賃金の履行確保を呼びかけます。

(参 考)

1 最低賃金制度とは

最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

2 最低賃金の種類

最低賃金には、以下のとおり「地域別最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」があります。

なお、労働者が2以上の最低賃金の適用を受ける場合は、金額の高いものが適用されます。

(1) 地域別最低賃金（島根県最低賃金）

地域別最低賃金は、都道府県に1つ定められているもので、産業や職種に関わりなく、事業所で働く全ての労働者とその使用者に適用されます。

(2) 特定（産業別）最低賃金

特定（産業別）最低賃金は、関係労使が地域別最低賃金より高い金額の特定（産業別）最低賃金を定めることが必要と認めた産業について、当該産業の基幹労働者とその使用者に適用されるもので、都道府県ごとに定められています。

島根県においては、以下の6つの特定（産業別）最低賃金が定められています。

- ① 製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業
- ② はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
- ③ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- ④ 自動車・同附属部品製造業
- ⑤ 百貨店、総合スーパー
- ⑥ 自動車（新車）小売業

(参考資料)

- 1 島根県の最低賃金経年表（時間額）
- 2 島根県最低賃金及び特定（産業別）最低賃金の年次別推移（時間額）
- 3 島根県最低賃金及び特定（産業別）最低賃金の年次別推移（時間額・グラフ）
- 4 地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金審議の流れ
- 5 パンフレット「もう、チェックした？ まるわかり！最低賃金」

1 島根県の最低賃金経年表(時間額)

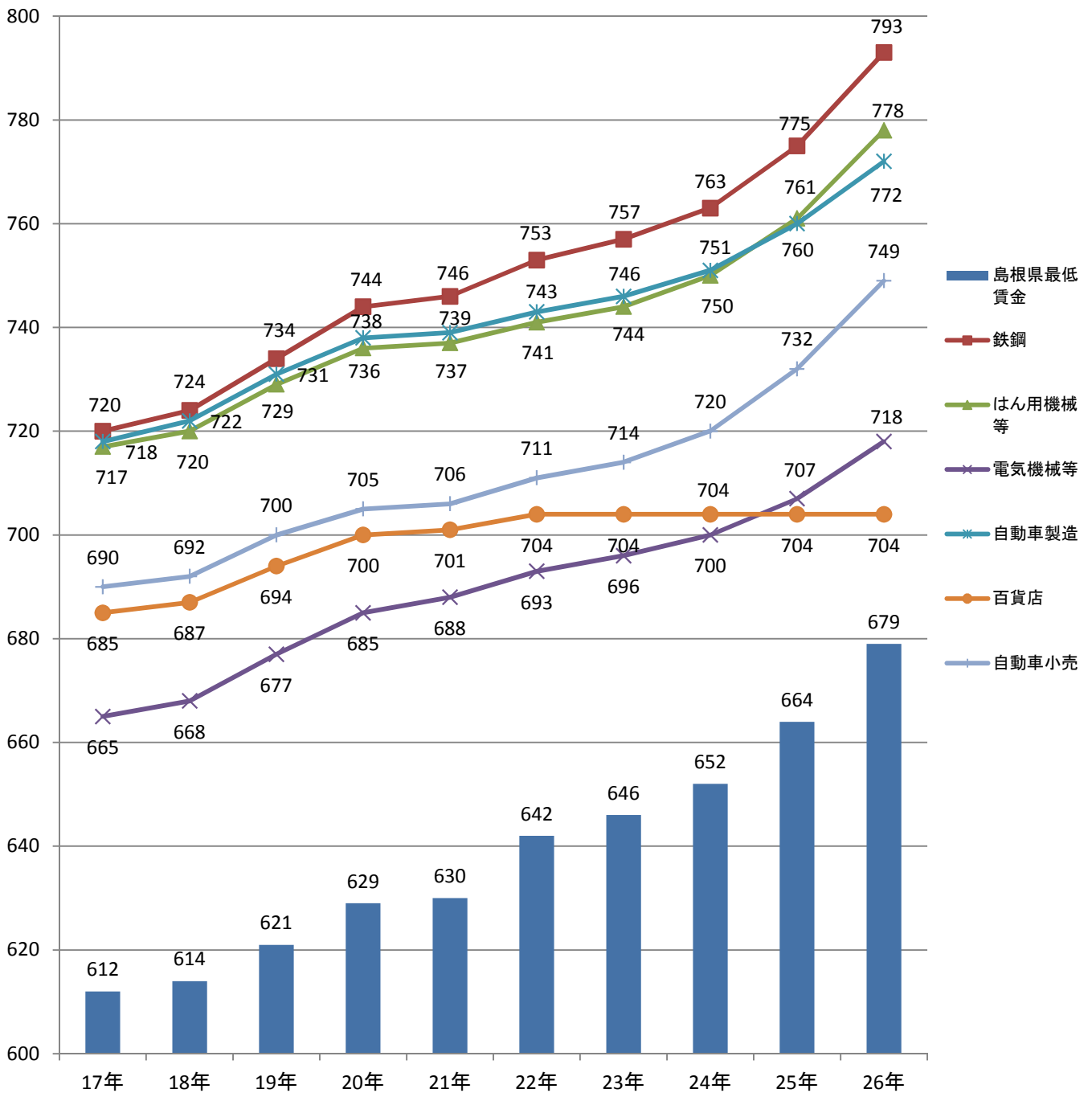
効力発生年	島根県最低賃金		製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業(鉄鋼)		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業(はん用機械等)		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(電気機械等)		自動車・同附属品製造業(自動車製造)		百貨店、総合スーパー(百貨店)		自動車(新車)小売業(自動車小売)	
	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額
平成元年	451	18	—	—	—	—	454	—	—	—	—	—	—	—
2年	472	21	522	—	522	—	475	21	522	—	496	—	497	—
3年	496	24	547	25	547	25	500	25	548	26	521	25	522	25
			577	30	575	28			576	28	550	29	550	28
4年	516	20	603	26	600	25	529	29	602	26	574	24	574	24
5年	533	17	622	19	619	19	570	18	621	19	592	18	592	18
6年	546	13	638	16	635	16	585	15	637	16	609	17	611	19
7年	558	12	653	15	650	15	599	14	652	15	623	14	625	14
8年	570	12	667	14	664	14	613	14	666	14	637	14	640	15
9年	582	12	682	15	679	15	626	13	681	15	652	15	654	14
10年	592	10	695	13	692	13	638	12	694	13	664	12	666	12
11年	598	6	701	6	699	7	645	7	700	6	670	6	673	7
12年	603	5	707	6	705	6	650	5	706	6	675	5	678	5
13年	608	5	712	5	710	5	655	5	711	5	680	5	684	6
14年	609	1	714	2	712	2	655	0	713	2	682	2	686	2
15年	609	0	715	1	713	1	658	3	714	1	683	1	687	1
							660	2						
16年	610	1	717	2	714	1	662	2	715	1	684	1	688	1
17年	612	2	720	3	717	3	662	0	718	3	685	1	690	2
18年	614	2	724	4	720	3	665	3	722	4	687	2	692	2
19年	621	7	734	10	729	9	668	3	731	9	694	7	700	8
20年	629	8	744	10	736	7	677	9	738	7	700	6	705	5
21年	630	1	746	2	737	1	685	8	739	1	701	1	706	1
22年	642	12	753	7	741	4	688	3	743	4	704	3	706	0
23年	646	4	757	4	744	3	693	5	746	3	704	0	711	5
							696	3					714	3
24年	652	6	763	6	750	6	700	4	751	5	704	0	720	6
25年	664	12	775	12	761	11	707	7	760	9	704	0	732	12
26年	679	15	793	18	778	17	718	11	772	12	704	0	749	17

(注)1年間に2回金額改訂された最低賃金があります。

2 島根県最低賃金及び特定(産業別)最低賃金の年次別推移(時間額)

	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
島根県最低賃金	612	614	621	629	630	642	646	652	664	679
鉄鋼	720	724	734	744	746	753	757	763	775	793
はん用機械等	717	720	729	736	737	741	744	750	761	778
電気機械等	665	668	677	685	688	693	696	700	707	718
自動車製造	718	722	731	738	739	743	746	751	760	772
百貨店	685	687	694	700	701	704	704	704	704	704
自動車小売	690	692	700	705	706	711	714	720	732	749

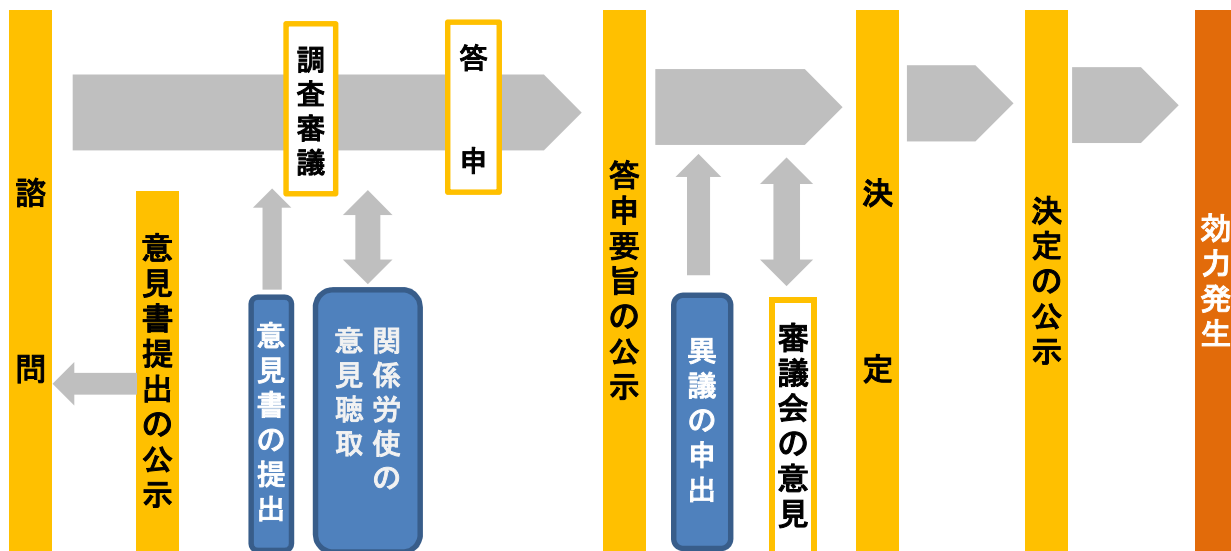
3 島根県最低賃金及び特定(産業別)最低賃金の年次別推移(時間額・グラフ)



4 地域別最低賃金及び特定(産業別)最低賃金審議の流れ

- 地域別最低賃金は、全国的な整合性を図るため、毎年、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対し、金額改定のための引上げ額の目安が提示され、地方最低賃金審議会では、その目安を参考にしながら地域の実情に応じた地域別最低賃金額の改正のための審議を行っています。

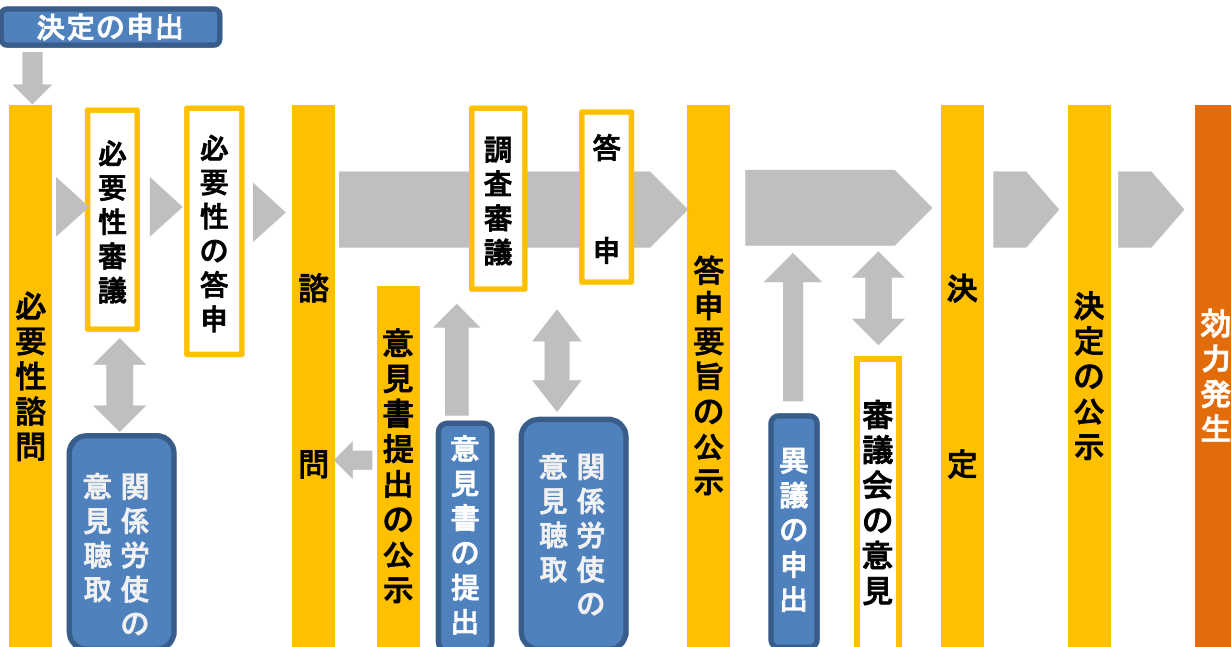
■ 最低賃金審議会の調査審議に基づく地域別最低賃金



(注) 労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容および理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内に都道府県労働局長に提出することにより行うこととされている。

- 特定(産業別)最低賃金は、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会が必要と認めた場合、最低賃金審議会の調査審議を経て決定されます。

■ 最低賃金審議会の調査審議に基づく特定(産業別)最低賃金



(注) 労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容および理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内に都道府県労働局長に提出することにより行うこととされている。

都道府県労働局長が行う事項

最低賃金審議会が行う事項

労働者又は使用者が行う事項